

回復期リハビリテーション病棟入院料

体制強化加算の施設基準の見直し

骨子【Ⅱ－3(2)】

第1 基本的な考え方

地域包括ケアシステムの中でリハビリテーションを推進していく観点から、体制強化加算を届け出る保険医療機関において、入院時と退院後の医療をつながりを持って提供できるよう、病棟での医療体制を損なわないための一定の条件の下、回復期リハビリテーション病棟の専従の常勤医師が入院外の診療にも一定程度従事できるよう施設基準を見直す。

第2 具体的な内容

体制強化加算に、新たに専従医師が病棟外業務を行う場合の点数を新設する。

現 行	改定案
<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】注5 体制強化加算</p> <p style="text-align: right;">200点</p> <p>[施設基準]</p> <p>体制強化加算</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】注5 体制強化加算</p> <p>体制強化加算 1 200点</p> <hr/> <p>体制強化加算 2 120点(新)</p> <p>[施設基準]</p> <p>体制強化加算 1</p> <p>(略)</p> <p>体制強化加算 2</p> <p style="text-align: center;"><u>当該病棟に専従の常勤医師 2名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>以上及び専従の常勤社会福祉士 1</u></p>

	<p><u>名以上が配置されていること。専従する常勤医師のうち2名は、以下のすべてを満たしていれば、当該病棟の業務に従事するとされていない日や時間において、当該保険医療機関における他の業務に従事できる。なお、当該医師について、いずれも他の施設基準において専従医師として届け出ることとはできない。</u></p> <p><u>ア) 当該保険医療機関において、前月に、外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーションを実施していること。</u></p> <p><u>イ) 当該2名の医師それぞれについて、当該病棟の業務に従事する曜日、時間等をあらかじめ決めていること。</u></p> <p><u>ウ) 週に32時間以上は、当該2名の医師のうち少なくとも1名が当該病棟業務に従事していること。</u></p> <p><u>エ) 当該2名の医師は、いずれも当該病棟業務に週8時間以上従事していること。</u></p>
--	---